

請 負 契 約 書 (案)

業 務 名 浜松医科大学構内警備業務

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額
円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人浜松医科大学 理事 田 中 宏 和 と受注者
との間において、上記の業務について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務の範囲)

第1条 受注者は、別添仕様書に基づいて業務を行うものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(請負代金の請求)

第3条 請負代金は、四半期払いとし、その請求額は別紙請求額内訳書によるものとし、
受注者は四半期ごとの業務完了後に浜松医科大学施設課に送付するものとする。

(契約保証金)

(請負代金の支払)

第4条 請負代金は、浜松医科大学会計課から支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(施設の使用)

第6条 発注者は、この業務遂行に必要な警備員室、警備員当直室、整理員詰所を受注者に無償で使用させるものとし、受注者は、この施設を本契約以外の目的に使用してはならない。また、光熱水料は発注者が負担するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生じた権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させることができないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第8条 受注者は、この契約に関し知り得た発注者の業務上の秘密について、それを第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約期間終了後といえども同様とす

る。

2 受注者は、前項の注意義務を怠り、又は違反したことによって発注者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(個人情報の監督)

第9条 発注者は、受注者に対し、当該業務に係る個人情報の管理体制を調査することができるものとする。

(個人情報の媒体)

第10条 受注者は、当該業務で使用する個人情報に係る媒体等を業務で使用する以外、他の媒体等へ複製してはならない。また、当該業務が終了した場合、使用した個人情報等を消去するとともに、発注者が提供した媒体を返却するものとする。

(個人情報漏えいの報告)

第11条 受注者は、当該業務に係る個人情報等が漏えい又は漏えいしたと思われる場合には、速やかに発注者へ報告するものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、契約期間中であっても、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者が正当な事由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- 二 本契約の履行において、受注者又はその使用人に不正又は不当な行為があったとき。
- 三 発注者において、受注者が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- 四 受注者がやむを得ない事由により契約の解除を申し出た場合。
- 五 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合。
- 六 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- 七 暴力団又は暴力団関係者を再委託先とした場合。
- 八 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させている場合。
- 九 前各号のほか、受注者が本契約の条項に違反した場合。
- 2 前項により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。
- 3 天災地変等により、業務が行えなかった場合、適正な履行がされない場合、又は発注者の特別の事由により業務を行わなかった場合は、契約金額の減額又は契約の改定を行うものとする。

(違約金)

第13条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定

に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第 1 項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（細目）

第 14 条 この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等基準によるものとする。

（紛争の解決）

第 15 条 この契約について発注者受注者間に紛争が生じたときは、双方協議して解決するものとする。

2 この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄地域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

（協議）

第 16 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者は記名押印の上、双方で各 1 通を所持するものとする。

平成 30 年 月 日

発注者 静岡県浜松市東区半田山一丁目 20 番 1 号
国立大学法人浜松医科大学
理 事 田 中 宏 和

受注者

請 求 額 内 訳 書

年 月	月 額	備 考
平成31年6月	円	
平成31年9月	円	
平成31年12月	円	
平成32年3月	円	
小 計（平成31年度）	円	

請 求 額 内 訳 書

年 月	月 額	備 考
平成32年6月	円	
平成32年9月	円	
平成32年12月	円	
平成33年3月	円	
小 計（平成32年度）	円	
合 計	円	